

令和5年2月24日  
四国電力株式会社

## 経済産業省の「再エネ業務管理システム」の不適切な使用に関する 報告書の提出について

当社は、当社従業員が四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）の管理するID・パスワードを用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」を使用していたことについて、他社で判明した事案等を受け、当社が独自に調査を進める中で判明したことから、令和5年2月15日、本事案発生の概要を同省へ報告・相談した結果、令和5年2月16日、同省から報告徴収を受領しました。

（2月16日お知らせ済み）

これを受け、当社は、報告徴収の内容に基づき事実関係の調査を行うとともに、本事案の原因分析および再発防止策を取りまとめ、本日、経済産業省へ報告書を提出しました。

当社といたしましては、今回の事案を重く受け止めており、改めて深くお詫び申し上げます。今後、二度とこうした事態を起こさないよう、発生原因を踏まえた再発防止に努めてまいります。

（別紙）報告書の概要

以 上

(別 紙)

## 報告書の概要

### <事案の概要>

- 他社で判明した事案等を受け、当社において再エネ買取業務を担務する部門の全従業員を対象にアンケート調査等を実施した結果、当社従業員5名が四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）の管理するID・パスワード（以下、ID等）を用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」へアクセスしていたことが判明しました。
- 同システムへアクセスした目的は、再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、FIT制度）に基づき平成24年7月から平成29年3月末までに当社と売電契約を締結した発電設備（以下、FIT発電設備）の電気の買取に関する業務（以下、FIT小売買取業務）を実施する中で、FIT発電設備に関する国の認定情報と当社が認識している情報が一致せず、FIT制度に基づく国への交付金の申請が不受理となった場合に、その原因を解消する業務（以下、交付金エラー対応）を遂行するにあたって、FIT発電設備の認定情報と当社把握の情報に相違がないかを確認するためでした。

### <今回の調査結果>

- 報告徴収の内容に基づき、当該5名に更なる個別聞き取りを行うとともに、他に類似の事案がないかなど、事実関係の詳細調査を行いました。その結果は、以下のとおりです。
  - ・ ID等は、「再エネ業務管理システム」がリニューアルされた平成30年8月、送配電部門におけるFIT買取を担務する送配電カンパニー（現在の四国電力送配電）業務部の担当者から、需給運用部のFIT小売買取業務の担当者へ連絡され、以降、需給運用部内において、当該ID等が業務引継ぎの中で継承されていました。
  - ・ また、過去にFIT小売買取業務の経験のあった担当者が、需給運用部の担当者に過去の対応方法の説明を行うために同システムにアクセスする機会があり、その際にID等が伝わっていました。
  - ・ 当社社員がID等を入手した当時から現在までの期間において、同システムへアクセスして閲覧したFIT発電設備の件数は、最大24件でした。
  - ・ 同システムにアクセスして閲覧したことを確認できた情報、または閲覧した可能性がある情報は、FIT小売買取業務に関する情報に限られており、一般送配電事業者や当社以外の小売電気事業者が買取を行っているFIT発電設備に関する情報を閲覧した事案はありませんでした。
  - ・ なお、同システムへアクセスして閲覧した情報について、その他の営業活動等に使用していないことを、今回の調査で、改めて確認しました。

### ＜本事案の発生原因＞

- F I T小売買取業務に従事する当社従業員において、入手した I D等が四国電力送配電のみに付与されたものであり、「再エネ業務管理システム」の利用が一般送配電事業者の従業員のみで制限されていることや、同システムを当社従業員が利用することが問題であることを認識していなかったことが、本事案発生の原因であると考えています。

### ＜再発防止策＞

- 本事案で閲覧した情報を利用しての交付金エラー対応にあたっては、今後は発生の都度、発電事業者から委任状の取得による許可を得た上で、必要となる情報の閲覧を経済産業省に申請する等、業務フローの見直しを実施いたします。
- F I T小売買取業務に従事する当社従業員に対し、本事案の周知を徹底することにより、当社には「再エネ業務管理システム」の利用が認められておらず、四国電力送配電に付与された I D等を利用してはならないことを確実に認識させた上で、人事異動等により担当者が交代となる場合も、業務引継時に確実に継承させてまいります。
- 上記取り組みの実施状況および上記取り組みを反映した業務運用体制等について、定期的（年 1 回程度）に社内監査を実施いたします。
- さらに、当社で現在進めているコンプライアンスや行為規制などの法令等遵守にかかるチェック機能の強化策を通じて、本事案ならびに類似事案の再発防止に努めてまいります。

以 上